

平成24年3月8日

各位

会 社 名 株 式 会 社 S U M C O 代表者名 取締役 社長 田口 洋一 (コード: 3 4 3 6 東 証 第 一 部) 問合せ先 広報・I R室長 澁谷 博史 (TEL. 0 3 - 5 4 4 4 - 3 9 1 5)

第三者割当による種類株式の発行に関するお知らせ

当社は、平成24年2月2日付当社プレスリリース「優先株式の引受け要請に関するお知らせ」において公表いたしましたとおり、平成24年2月2日開催の取締役会において、住友金属工業株式会社、三菱マテリアル株式会社等に対して、総額450億円の優先株式の引受けの要請を行うことを決定しておりましたが、本日開催の取締役会において、平成24年4月26日開催予定の第13期定時株主総会(以下「本定時株主総会」といいます。)にて、A種種類株式(以下「本A種株式」といいます。)の発行に関する議案の特別決議による承認並びに本A種株式及びB種種類株式(以下「本B種株式」といいます。)の発行に必要な定款変更案の特別決議による承認を得ることを条件として、住友金属工業株式会社、三菱マテリアル株式会社及びジャパン・インダストリアル・ソリューションズ第壱号投資事業有限責任組合(以下、住友金属工業株式会社及び三菱マテリアル株式会社と併せて「割当予定先」といいます。)に対して第三者割当による本A種株式を発行すること(以下「本件第三者割当」といいます。)に対して第三者割当による本A種株式を発行すること(以下「本件第三者割当」といいます。)を締結することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本A種株式募集の概要

(1)	払 込 期 日	平成 24 年 5 月 11 日又は平成 24 年 5 月 12 日から平成 24 年 7 月 11 日までの間で当社取締役会が別途定める日			
(2)	発 行 新 株 式 数	A種種類株式 450 株			
(3)	発 行 価 額	1株につき 金100,000,000円			
(4)	調達資金の額	45, 000, 000, 000 円			
(5)	募集又は割当方法	第三者割当の方法により割り当てる			
(6)	割当予定先	住友金属工業株式会社 150 株 三菱マテリアル株式会社 150 株 ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ第壱号投資事業 有限責任組合 150 株			
(7)	そ の 他	本A種株式及び本B種株式の詳細は別紙1「株式会社SUMCO A種種類株式発行要項」及び別紙2「株式会社SUMCO B種 種類株式の内容」をご覧下さい。 本A種株式は、優先配当率が2.5%に設定されており、本A種株式			

本資料は一般の株主及び投資家に対する情報提供を目的に作成されたものであり、いかなる法域においても、当社が発行する証券の勧誘を構成するものではありません。

には3年経過後以降に行使可能な、普通株式を対価とする取得請求権並びに金銭及び本B種株式を取得対価とする取得請求権が付与されております。また、本A種株式には議決権が付されておりません。

なお、本B種株式は、配当が、普通株式と同順位、同水準の配当率に設定されており、普通株式を対価とする取得請求権が付与されております。また、本B種株式には、議決権は付されておりません。

本A種株式には払込金額にA種累積未払配当金及び経過A種配当金を加えた額(以下、「払込金額相当額等」といいます。)の金銭及び本B種株式を取得対価とする取得請求権が付与されておりますが、取得請求の行使時期が払込期日から3年経過後以降の設計となっており、本B種株式の内容において想定される総議決権数に対する最大の希薄化率は17.47%となります。

また、本A種株式には別途当社普通株式を対価とする取得請求権が付与されておりますが、取得請求の行使時期が払込期日から3年経過後以降の設計となっており、かつ取得価額(普通株式1株あたりの払込金額)が現時点で確定していないため、具体的な希薄化率は確定しておりません。なお、本A種株式の内容において想定される総議決権数に対する最大の希薄化率は24.95%となります。希薄化率の詳細は「5.発行条件等の合理性(2)発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠」をご覧下さい。

上記各号については、平成24年4月26日開催予定の本定時株主総会において、本A種株式の発行に関する議案の特別決議による承認並びに同株主総会において本A種株式及び本B種株式の発行に必要な定款変更案の特別決議による承認を得ること等を条件としております。

2. 本A種株式の発行の目的及び理由

(1) 本A種株式の発行経緯・目的

平成24年2月2日付当社プレスリリース「優先株式の引受け要請に関するお知らせ」において公表いたしましたとおり、当社グループは、需要低迷期においても収益を確保できる強固な収益基盤を確立するため、「事業再生計画」(以下「本事業再生計画」といいます。)を策定いたしました。その骨子は、以下のとおりであります。

- イ) ソーラー用シリコンウェーハ事業からの撤退
- ロ) 半導体用シリコンウェーハ事業の生産拠点の再編と集約
- ハ)生産体制再構築に伴う要員体制の見直し

当社は、本事業再生計画の実行に伴い、平成24年1月期の連結業績において、581億円を 事業構造改善費用として特別損失に計上いたしました。また、個別業績においては、299億円 を事業構造改善費用として特別損失に計上するとともに、当社が保有するSUMCO TECHXIV株

本資料は一般の株主及び投資家に対する情報提供を目的に作成されたものであり、いかなる法域においても、当社が発行する証券の勧誘を構成するものではありません。

式会社等の連結子会社株式の実質価額が低下したため、減損処理を実施し、453 億円を関係会 社株式評価損として特別損失に計上いたしました。

また、不透明な市場環境に鑑み、平成24年1月期の連結及び個別業績において、繰延税金資産272億円を取り崩したことから、当社グループの自己資本は大幅に減少いたしました。

かかる財務状況を踏まえ、当社といたしましては、大株主である住友金属工業株式会社、 三菱マテリアル株式会社、及び当社の現状、事業目的や経営方針にご理解をいただける投資 家であるジャパン・インダストリアル・ソリューションズ第壱号投資事業有限責任組合に対 して本A種株式を発行することで、財務体質の安定化を図り、取引先からの信用の維持向上 につなげることが、当社の長期的な株主価値維持・向上に資すると判断し、本日開催の取締 役会において、割当予定先に対して本A種株式を発行することを決議いたしました。

本A種株式により調達した資金につきましては、「3.調達する資金の額、使途及び支出予定時期(2)調達する資金の具体的な使途」に記載の通り、益々高度化する顧客の要求に応えるための半導体用シリコンウェーハの高精度化対応投資及び研究開発投資等に充てると共に、安定した操業を維持するための事業用資産の維持更新に係る設備投資、営業活動の運転資金に充当することで、顧客に対し高品質の半導体用シリコンウェーハを安定して供給する体制を一層強化して参ります。

以上により、当社グループは安定した財務基盤のもと、株主価値の向上に努めて参ります。

(2) 本A種株式による資金調達を実施する理由及び本A種株式及び本B種株式の概要

当社は、本事業再生計画の遂行に向けて、財務体質の安定化を図る一方で、既存の株主様への影響に配慮する観点から、これまで様々な選択肢を検討してまいりましたが、上記(1)のとおり当社の自己資本が大幅に減少している財務状況に鑑みると、金融機関等からの借入れや社債発行による負債性の資金調達を実施することよりも、資本性の資金調達を実施することにより自己資本の増強を図ることが確実かつ適切であると考えております。また、今回の発行予定額は当社の発行済株式の時価総額と比較して多額であることから、現在の経済情勢、資本市場の状況、当社を取り巻く経営環境、当社の財政状態及び経営成績等を勘案すると、当社普通株式による資金調達の実施は、大幅な希薄化を直ちに伴い、株主価値を損ないかねないことから適切でないと判断いたしました。

かかる状況のもと、当社としては、必要な資金を確実に調達し、財務基盤を安定させ、取引先からの信用の維持・向上を図るためには、大株主であり、当社と長年にわたって取引関係のある住友金属工業株式会社、三菱マテリアル株式会社、及び当社の現状、事業目的や経営方針にご理解をいただける投資家であるジャパン・インダストリアル・ソリューションズ第壱号投資事業有限責任組合に対して本A種株式を発行することが最善の選択であると判断いたしました。

本A種株式(及び本A種株式に付された取得請求権の行使により発行される本B種株式) は、本A種株式の発行後3年間は普通株式への転換ができないことから、本事業再生計画実 行により、内部留保資金の積上げにより、本A種株式(及び本A種株式に付された取得請求 権の行使により発行される本B種株式)を、金銭償還することにより、普通株式を対価とす る取得請求による希薄化が顕在化することを可能な限り回避する余地があります。また、本 A種株式の発行と本B種株式の設定を組み合わせた設計とすることで、優先配当権を付さず 配当率も普通株式と同水準である本B種株式への転換を通じて、本事業再生計画実行期間中、

本資料は一般の株主及び投資家に対する情報提供を目的に作成されたものであり、いかなる法域においても、当社が発行する証券の勧誘を構成するものではありません。

本資料に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、本日現在当社が利用可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づく ものであり、実際の業績等は、国内外の経済情勢、半導体市況、為替動向その他のリスク要因により、本資料に記載された将来 情報と大きく異なる可能性があります。

A種優先株式配当による金銭負担を軽減することを企図しております。

本A種株式及び本B種株式の商品性の特徴は、以下のとおりです。なお、本A種株式の発行要項及び本B種株式の内容の詳細につきましては、別紙1及び2をご参照下さい。

①金銭及び本B種株式を対価とする取得請求権

本A種株式には、金銭及び本B種株式を対価とする取得請求権が付されており、本A種株式を有する株主(以下「A種株主」といいます。)は、2015年5月11日以降、本A種株式の払込金額相当額等の金銭及び本B種株式(本A種株式1株につき、1株)を対価として本A種株式を取得することを当社に請求することができます。

なお、本A種株式の取得請求権の行使により交付される本B種株式には当社普通株式を対価とする取得請求権が付されており、本B種株式を有する株主(以下「B種株主」といいます。)は、本A種株式の取得請求権の行使により交付された日以降、普通株式を対価として本B種株式を取得することを当社に請求することができます。本B種株式の取得と引換えに交付する当社普通株式の数は、本B種株式の残余財産分配額(1株につき 20 百万円)を取得価額(以下「B種取得価額」といいます。)で除した数とし、B種取得価額は、取得請求日に先立つ 12 連続取引日の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)における当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格(以下「VWAP」といいます。)の平均値に相当する額又は 200 円のいずれか高い額となります。

本A種株式は、本事業再生計画に沿って発行後3年間の業績の回復に向けた取組みを実施し内部留保資金を積み上げ、少なくとも払込金額相当額等については金銭償還を可能とすることで、希薄化を可能な限り回避する設計を企図しております。一方、本A種株式の金銭及び本B種株式を対価とする取得請求権は、払込金額相当額等の金銭に加え、本B種株式を交付することで、本A種株式の優先配当による金銭負担を抑えながら、金銭による割増償還をする場合に比して、金銭の社外流出を抑制しております。本B種株式は、その取得請求権の行使により、当社普通株式を交付することになりますが、当該取得請求における普通株式の取得価額は、本A種株式の発行後3年経過後以降の株価を基準に決定されることから、当社普通株式の市場価格が上昇する場合には、現時点の株価を当初取得価額と設定する場合と比較して、当社普通株式の希薄化の抑制が見込めるものと考えております。加えて、仮に本A種株式の発行後当社の株価が下落した場合であっても、B種取得価額の下限は一定額に固定されているため、一定以上の希薄化は抑制されることになります。

②普通株式を対価とする取得請求権

本A種株式には、当社普通株式を対価とする取得請求権が付されており、A種株主は、2015年5月11日以降、当社普通株式を対価として本A種株式を取得することを当社に請求することができます。

本A種株式の取得と引き換えに交付する当社普通株式の数は、本A種株式の払込金額相当額等を取得価額(以下「A種取得価額」といいます。)で除した数とします。A種取得価額は、取得請求日に先立つ20連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引のVWAPの平均値に相当する額又は700円のいずれか高い額となります。

本A種取得価額には上限が設定されていないため、当社普通株式を対価とする取得請求権 の行使により交付される当社普通株式の経済価値は、本A種株式の払込金額相当額等に相当

本資料は一般の株主及び投資家に対する情報提供を目的に作成されたものであり、いかなる法域においても、当社が発行する証券の勧誘を構成するものではありません。

するため、上記①(金銭及び本B種株式を対価とする取得請求権)に比べ、本B種株式に係る経済的価値の分だけ低くなります。仮に当社普通株式を対価とする取得請求権が行使されても、取得価額の下限が一定額に固定されているため、一定以上の希薄化は抑制されることになります。

③金銭を対価とする取得条項

本A種株式には、金銭を対価とする取得条項が付されており、当社は、2016年5月11日以降いつでも、遅くとも60取引日前に公告を行うことにより、当社の取締役会が別に定める日の到来をもって、金銭を対価として本A種株式の全部又は一部を取得することができます(以下「強制償還」といいます。)。対価となる金銭は、払込金額相当額等とされております。

当社は、本A種株式の金銭を対価とする取得条項の行使が可能な時点における当社の業績、 財政状態、資金繰り及び株価水準並びにそれらの見込みに基づき、A種株主に対し、金銭を 対価とする強制償還を行うことが可能と考えております

また、本B種株式については、本B種株式が交付されてから 1 年経過後以降、B種株主に対し、本B種株式の残余財産分配額相当の金銭 (1 株につき 20 百万円) を対価とする強制償還を行うことが可能とされております。

④優先配当率

当社の現状を踏まえ、配当負担を軽減する観点から本A種株式の配当率は2.5%としております。なお、ある事業年度においてA種株主への配当金が不足した場合、当該不足額は翌事業年度以降に累積されます。A種株主は、当該優先配当に加え、当社普通株式の配当を受けることはできません。

本A種株式の取得請求により交付する本B種株式には、優先配当を受ける権利は付されておらず、配当率は普通株式の配当利回りと同水準とされており、経済的には普通株式と同等の設計となっております。

⑤議決権

本A種株式及び本B種株式には、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会における 議決権は付されておりません。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額

1	払 込 金 額 の 総 額	45, 000, 000, 000 円
2	発行諸費用の概算額	300, 000, 000 円
3	差 引 手 取 概 算 額	44, 700, 000, 000 円

※発行諸費用の概算額のうち主なものは、登録免許税、フィナンシャル及びリーガル・アドバイザリー・フィー、本A種株式に関する価値算定費用です。

本資料は一般の株主及び投資家に対する情報提供を目的に作成されたものであり、いかなる法域においても、当社が発行する証券の勧誘を構成するものではありません。

(2) 調達する資金の具体的な使途

	具体的な使途	金 額(百万円)	支出予定時期
1	更なる競争力の向上に向けた半導体用シ リコンウェーハの高精度化対応投資及び 研究開発投資、等	14, 100	平成 24 年 6 月~ 平成 27 年 1 月
2	事業用資産 (ウェーハ生産設備等) の維持 更新に係る設備投資	19, 100	平成 24 年 6 月~ 平成 27 年 1 月
3	営業活動の運転資金	11, 500	平成 24 年 6 月~ 平成 27 年 1 月

[※]調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理いたします。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

当社は、「2.本A種株式の発行の目的及び理由」に記載のとおり、本A種株式で調達した資金を、益々高度化する顧客の要求に応えるための半導体用シリコンウェーハの高精度化対応投資及び研究開発投資等に充てると共に、安定した操業を維持するための事業用資産の維持更新に係る設備投資、営業活動の運転資金に充当することで、顧客に対し高品質の半導体用シリコンウェーハを安定して供給する体制を一層強化して参る予定です。これにより、本事業再生計画の着実な遂行と合わせ、需要低迷期においても収益を確保できる強固な収益基盤を確立することが可能となり、長期的な株主価値の維持・向上に繋がるものと考えております。これらの観点を踏まえ、本資金使途は当社にとって合理性があるものと判断しております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

当社は、株式の株価及び株価変動率、本A種株式及び本B種株式の配当条件、A種株主が負担することとなるクレジット・コスト、普通株式を対価とする取得請求権、金銭及び本B種株式を対価とする取得請求権並びに金銭を対価とする取得条項等の本A種株式の価値に影響を与える様々な諸条件を考慮し、当社の置かれた事業環境及び財務状況等を総合的に勘案の上、一般的な価格算定モデルである三項格子モデルにより算定した下記算定結果も参考に、割当予定先各社との間で資金調達のための最大限の交渉を重ねた結果、1株あたりの払込金額を100,000,000円と決定いたしました。当社は、資本増強及び成長戦略投資に必要な資金の全額が本件第三者割当により確保できる見込であること、上記「2.本A種株式の発行の目的及び理由」に記載した当社の置かれた様々な環境・諸事情及び現在の我が国の金融・経済状況等を勘案し、本A種株式の払込金額は公正な水準であるものと判断しております。

なお、当社は、本A種株式の払込金額の決定に際して、公正性を期すため、本A種株式の価値についての客観的かつ定量的な算定を得ることが必要であると判断し、当社が作成した本事業再生計画を前提に、当社から独立した第三者算定機関であるみずほ証券株式会社に本A種株式の株式価値の算定を依頼し、同社より、本A種株式の価値評価報告書を取得いたしました。なお、当該価値評価報告書においては、一般的な価格算定モデルである三項格子モデルに基づき一定の前提を置いた上で算定された結果、本A種株式の価格は、1株当たり109,530,845円(109.53%)とされております。

本資料は一般の株主及び投資家に対する情報提供を目的に作成されたものであり、いかなる法域においても、当社が発行する証券の勧誘を構成するものではありません。

当社としては、上記の評価報告書の結果等を踏まえて、本A種株式の払込金額は合理的かつ公正であると考えておりますが、客観的な市場価格のない優先株式の公正な価値については、その計算が非常に高度かつ複雑であり、その価値評価については様々な見解があり得ること等から、株主の皆様の意思も確認することが適切であると考え、念のため、本A種株式発行については、平成24年4月26日開催予定の本定時株主総会において、特別決議によるご承認をいただく予定です。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

当社は、本A種株式を 450 株発行することにより、総額 45,000,000,000 円を調達いたしますが、上記「2.本A種株式の発行の目的及び理由」に記載した資金使途及びそれが上記「4.資金使途の合理性に関する考え方」に記載したとおり合理性を有していることに照らし、本A種株式の発行数量は合理的であると判断しております。

また、上記「2. 本A種株式の発行の目的及び理由」に記載したとおり、本A種株式につ いては、払込金額相当額等の金銭及び払込金額の2割の経済価値に相当する本B種株式を対 価とする取得請求権が付与されております。交付される本B種株式には、普通株式への転換 が可能となるスキームを採用しており、既存株主の皆様に対し希薄化の影響が生じる可能性 があります。本B種株式の全部について下限である取得価額 200 円により普通株式への転換 が行われたと仮定した場合、45,000,000 株、議決権数では 450,000 個(本A種株式発行前の 総議決権数の 17.47% (%未満小数第3位を四捨五入)) の普通株式が交付されることとなり ます。なお、本A種株式には、当社普通株式を対価とした取得請求権が付与されております が、取得対価の経済価値は払込金額相当額等になるよう設計されており、上述の金銭及び本 B種株式を対価とする取得請求権に比べ、割当先が享受できる経済価値は低く設定されてお ります。従って、割当予定先は、当社の分配可能額が不足する場合に限り、当社普通株式を 対価とする取得請求権を行使すると考えられますので、希薄化の可能性を抑えた設計となっ ております。また、当社と割当予定先との間で締結した本契約において、本A種株式及び本 B種株式の取得請求権の行使により発行される普通株式の累計数が 64,285,713 株を超える場 合には、超える部分についてかかる取得請求権を行使できないことについて合意しており、 本A種株式及び本B種株式の取得請求権行使の結果交付される可能性ある当社の普通株式数 は、最大となった場合においても、本A種株式発行前の当社の総株主の議決権の24.95%(% 未満小数第3位を四捨五入)(交付株式64,285,713株、議決権数では642,857個)に留まる 見込みです。

このように本A種株式の取得請求により当社普通株式が交付された場合には株式の希薄化が生じることになりますが、当社としては、以下の観点から発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断しております。

- 1. 本A種株式の発行によって、自己資本を増強し、財務基盤の強化を図ることにより、経営基盤を安定させ、本事業再生計画を着実に遂行することが可能となること。
- 2. 本事業再生計画期間である3年間は、取得請求不能期間とすることで、普通株式の早期の希薄化を回避し、本事業再生計画の実行による企業価値向上のための時間的猶予が確保されていること。
- 3. 本A種株式の払込金額相当額等の金銭を対価とする取得条項が付されているので、本事 業再生計画の実行による分配可能額の積上げにより、かかる対価の交付により本A種株

本資料は一般の株主及び投資家に対する情報提供を目的に作成されたものであり、いかなる法域においても、当社が発行する証券の勧誘を構成するものではありません。

式の取得消却を行うことが可能であり、当社普通株式の希薄化に配慮した設計となっていること。

4. 本A種株式及び本B種株式の取得請求権の行使により交付される普通株式の累計数が64,285,713 株を超える場合には、超える部分について当該取得請求権を行使できないことについて割当予定先との間で合意しており、最大の希薄化率が24.95%に限定されていること。

6. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

①住友金属工業株式会社

(2011年9月末現在)

①仕久金禹丄兼休八会仕	(2011 年 9 月 オ	、現仕)
(1) 名称	住友金属工業株式会社	
(2)割当予定株数	A種種類株 150 株	
(3) 払込予定金額	15, 000, 000, 000 円	
(4) 所在地	大阪市中央区北浜四丁目5番33号	
(5) 代表者の役職・氏名	取締役社長 友野 宏	
(6)事業内容	1. 製鉄事業(鉄鋼の製造・販売)	
	2. 新素材	
	3. 土木・建築・プラント	
	4. 電子部品	
	5. 電力供給	
	6. システムソリューション	
(7) 資本金	262,072 百万円	
(8) 設立年月日	1949年7月1日	
(9) 発行済株式総数	4, 805, 974, 238 株	
(10) 決算期	3月31日	
(11) 従業員数	22,597人(連結:2011年3月末現在)	
(12) 主要取引先	住友商事株式会社	
	住金物産株式会社	
(13) 主要取引銀行	株式会社三井住友銀行	
	住友信託銀行株式会社	
(14) 大株主及び持株比率	住友商事株式会社	9.54%
	新日本製鐵株式会社	9.40%
	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	4.01%
	日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2.91%
	株式会社神戸製鋼所	2.34%
	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	
	(住友信託銀行再信託分・株式会社三井住友銀行退職給	1.88%
	付信託口)	
	日本生命保険相互会社	1.85%
	SSBT ODO5 OMNIBUS ACCOUNT —TREATY CLIENTS	1. 52%
1	(常任代理人 香港上海銀行東京支店)	

本資料は一般の株主及び投資家に対する情報提供を目的に作成されたものであり、いかなる法域においても、当社が発行する証券の勧誘を構成するものではありません。

	日本トラスティ・サー	・ビス信託銀行株式会社	生(信託口9) 1.23%				
	NT RE GOVT OF SPORE INVTCORP P. LTD						
	(常任代理人 香港上	:海銀行東京支店)	1. 19%				
(15) 当社との関係							
資本関係	割当予定先は当社の	普通株式を 71,700,00	00 株保有しておりま				
	す。						
人的関係	当社取締役高橋 健二	は割当予定先の常務報	執行役員であり、当社				
	監査役吉田 喜太郎は	割当予定先の常任監査	査役であります。				
取引関係	当社は、当該会社の	関連会社である株式会	社大阪チタニウムテ				
	クノロジーズからシ	リコンウェーハの主要	原料である多結晶シ				
	リコンを購入してお	ります。また、当該会	社の子会社である株				
	式会社住友金属ファインテックから半導体用シリコンウェーハ						
	製造工程において使用される設備の一部を購入しております。						
関連当事者への該当状況	当社は割当予定先の	寺分法適用関連会社で	あります。				
(16) 最近3年間の経営成績及	び財政状態(単位:百	万円。特記している	ものを除く。)				
決 算 期	2009年3月期	2010年3月期	2011年3月期				
連 結 純 資 産	904, 371	879, 209	818, 080				
連 結 総 資 産	2, 452, 535	2, 403, 670	2, 440, 761				
1株当たり連結純資産(円)	184. 92	178.87	165. 41				
連 結 売 上 高	1, 844, 422	1, 285, 845	1, 402, 454				
連結営業利益	226, 052	△928	56, 301				
連結経常利益	225, 736	△36, 634	34, 049				
連 結 当 期 純 利 益	97, 327	△49, 772	△7, 144				
1株当たり連結当期純利益(円)	20. 98	△10.74	△1.54				
1株当たり配当金(円)	10.0	5. 0	3. 5				

②三菱マテリアル株式会社

(2011年9月末現在)

(1) 名称	三菱マテリアル株式会社
(2)割当予定株数	A種種類株 150 株
(3) 払込予定金額	15, 000, 000, 000 円
(4) 所在地	東京都千代田区大手町一丁目3番2号
(5) 代表者の役職・氏名	取締役社長 矢尾 宏
(6)事業内容	セメント・セメント二次製品等の製造・販売、銅・金・銀等の
	製錬・加工・販売、超硬製品・高機能製品等の製造・販売、機
	能材料・電子デバイス製品・多結晶シリコン等の製造・販売、
	飲料用アルミ缶・アルミ圧延品等の製造・販売
(7)資本金	119,457 百万円
(8) 設立年月日	1950年4月1日
(9)発行済株式総数	1, 314, 895, 351 株
(10) 決算期	3月31日

本資料は一般の株主及び投資家に対する情報提供を目的に作成されたものであり、いかなる法域においても、当社が発行する証券の勧誘を構成するものではありません。

(11)従業員数	21,762 人(連結:201						
(12) 主要取引先		セメント、銅、金属加工品、電子部品、電子材料、アルミ等を					
, ,,,	広く国内外の需要家						
(13) 主要取引銀行	株式会社三菱東京U	株式会社三菱東京UFJ銀行					
	三菱UFJ信託銀行	三菱UFJ信託銀行株式会社					
(14) 大株主及び持株比率	日本トラスティ・サ	ービス信託銀行株式会	:社(信託口) 5.87%				
	日本マスタートラス	卜信託銀行株式会社((信託口) 5.01%				
	明治安田生命保険相	互会社	0.00%				
	(常任代理人 資産管	管理サービス信託銀行権	朱式会社) 2.36%				
	SSBT OD05 OMNIBUS	ACCOUNT -TREATY CLIE	ENTS				
	(常任代理人 香港」	-海銀行東京支店)	2.06%				
	株式会社三菱東京U	F J 銀行	1.87%				
	日本トラスティ・サー	- ビス信託銀行株式会社	生(信託口9) 1.68%				
	日本生命保険相互会	社	1.50%				
	三菱重工業株式会社		1.46%				
	三菱UFJ信託銀行	株式会社					
	(常任代理人 日本	マスタートラスト信託	£銀行株式会 1.37%				
	社)						
	三菱地所株式会社		1. 32%				
(15) 当社との関係							
資本関係		普通株式を 71,700,00	00 株保有しておりま				
	す。						
人的関係		をは割当予定先の代表即					
		を役山ノ辺 敬介は割当	予定先の代表取締役				
T 71881	(常務取締役)であ						
取引関係		らシリコンウェーハの					
		ております。また、当					
		クノ株式会社から半導					
		使用される設備の一	部を購入してわりま				
関連当事者への該当状治	す。		** トナナ				
	- 1, , , , , , , , , , , , , , ,						
	損及び財政状態(単位:百期□ 2009年3月期	2010年3月期	2011年3月期				
	至 421,934	399, 095	402,868				
	生 421,934 董 1,732,003	1, 826, 420	1, 837, 405				
<u>増 税 税 員</u>		259. 93	262. 38				
	高 1,424,114	1, 119, 448	1, 333, 992				
	当 1, 424, 114	12, 680	57, 290				
	益 40,046	$\triangle 9,541$	56, 425				
	益 6,106	$\triangle 66,555$	14, 274				
	0. 100	∠ 00, 000	14,414				

本資料は一般の株主及び投資家に対する情報提供を目的に作成されたものであり、いかなる法域においても、当社が発行する証券の勧誘を構成するものではありません。

1株当たり連結当期純利益(円)	4.81	△52. 34	10.88
1株当たり配当金(円)	4.00	0.00	2.00

③ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ第壱号投資事業有限責任組合(2012年2月末現在)

		11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11			
(1) 名称	ジャパン・インダス	トリアル・ソリューションズ第壱号投資事			
	業有限責任組合				
(2)割当予定株数	A種種類株 150 株				
(3) 払込予定金額	15,000,000,000 円				
(4) 所在地	東京都千代田区大手	丁一丁目5番1号			
(5) 設立根拠等	投資事業有限責任組合	合契約に関する法律			
(6)組成目的	有価証券の取得等				
(7)組成日	平成 22 年 11 月 16 日				
(8)出資者	株式会社日本政策投資	資銀行			
	株式会社みずほコース	ポレート銀行			
	株式会社三井住友銀行	宁			
	株式会社三菱東京UFJ銀行				
	三菱商事株式会社				
	ドイツ銀行東京支店				
(9)業務執行組合員の概要	名称	ジャパン・インダストリアル・ソリュー			
(無限責任組合)		ションズ株式会社			
(General Partner)	所在地	東京都千代田区大手町一丁目5番1号			
	代表者の役職・氏名	代表取締役 岡 昭一			
	事業内容 有価証券の取得及び保有等				
	資本金	100,000,000円			
(10) 当社と業務執行組合員	資本関係、取引関係及び人的関係なし				
との間の関係					

※なお、割当予定先である住友金属工業株式会社及び三菱マテリアル株式会社は、会社の沿革、 役員、主要株主等について有価証券報告書等において公表している上場会社(東京証券取引 所市場第一部に上場)であり、当社は、割当予定先が東京証券取引所に提出している「コー ポレート・ガバナンス報告書」に記載している「内部統制システムに関する基本的な考え方 及びその整備状況」を確認し、割当予定先、割当予定先の役員若しくは子会社又は割当予定 先の主要株主(以下「割当予定先関係者」という。)が反社会的勢力とは関係がないものと 判断しております。

また、割当予定先であるジャパン・インダストリアル・ソリューションズ第壱号投資事業有限責任組合については、代表者に対する面談等を通じ、ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ第壱号投資事業有限責任組合の各割当予定先関係者が暴力団等とは一切関係がないことを確認しており、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しています。

(2) 割当予定先を選定した理由

本A種株式の発行に際し、当社の中長期的な企業価値向上に向けた経営方針、本A種株式 の募集の目的・商品性に対して賛同いただける、当社の大株主である住友金属工業株式会社

本資料は一般の株主及び投資家に対する情報提供を目的に作成されたものであり、いかなる法域においても、当社が発行する証券の勧誘を構成するものではありません。

及び三菱マテリアル株式会社、国内で一定の投資実績を有し、かつ当社に対する中長期的な 投資が期待できるジャパン・インダストリアル・ソリューションズ第壱号投資事業有限責任 組合の3者に対して本A種株式を発行することといたしました。

なお、当社と割当予定先との間では、当社に対する出資に関する事項について本契約を締結することを決議しており、その概要は以下のとおりです。

① 当社の遵守事項

当社は、第13期定時株主総会において、資本準備金の減少議案を含む株主総会決議事項を上程すること、当社作成の平成24年2月2日付事業再生計画を達成されるよう合理的な努力をすること、割当予定先に対して定期的に一定の書類を提出すること、一定の重要事実があった場合には割当予定先に報告すること、当社が株式発行、剰余金の配当等一定の重要な行為を行う場合に割当予定先と事前に協議すること、配当可能利益確保のために必要な措置をとることについて、割当予定先と協議すること等を、割当予定先に対して誓約している。

② 社外取締役候補者1名及び社外監査役候補者1名の指名権付与

ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ第壱号投資事業有限責任組合は、発行会 社の社外取締役候補者1名及び社外監査役1名を指名する権利を行使することができ、当社 は、当該候補者を選任する議題及び議案を株主総会において上程する義務を負う。

③ 事業再生計画モニタリング会議の設置

当社は、払込期日以降、取締役会の諮問機関として、当社作成の平成24年2月2日付本事業再生計画の実行に直接に又は間接に関連する事項を幅広く検討する、事業再生計画モニタリング会議を設置し、割当予定先が本A種株式を一定数以上保有する限り、これを維持する義務を負う。

④ 取得請求権の行使制限

各割当予定先は、本A種株式に係る株式対価取得請求権若しくは本B種株式に係る株式対価取得請求権を行使しようとする場合、当該取得請求日の一定期間前までに、当社及び他の割当予定先に対して書面で通知する必要がある。

なお、各割当予定先は、本A種株式取得請求権及び本B種株式取得請求権の行使により発行される当社普通株式の累計数が 64,285,713 株を超える場合には、超える部分について本A種株式取得請求権及び本B種株式取得請求権を行使することができないものとする。

(3) 割当予定先の保有方針

本A種株式の発行の趣旨に鑑み、当社といたしましては各割当予定先に対し本A種株式を中長期的に保有して頂くことを想定しております。また、本A種株式は原則として払込期日から3年が経過するまでの間は普通株式に転換されず、また譲渡をする場合には、当社の承認を要するものとの譲渡制限条項を定めております。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

住友金属工業株式会社及び三菱マテリアル株式会社の直近の財務諸表を確認した結果、払 込金額に相当する額以上の現金及び預金が流動資産として計上されており、本件第三者割当

本資料は一般の株主及び投資家に対する情報提供を目的に作成されたものであり、いかなる法域においても、当社が発行する証券の勧誘を構成するものではありません。

の払込みについて問題のないことを確認しております。

ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ第壱号投資事業有限責任組合については、 払込期日までに当該資金の準備が完了できる旨の報告を得ており、さらに出資者の財務諸表を確認する等し、払込期日までに割当予定株式を引受けるに十分な資金を確保できるものと 判断しております。

7. 募集後の大株主及び持株比率

(1) 普通株式

本A種株式による潜在株式数につきましては、現時点において合理的に見積もることが困難なことから本A種株式募集後の普通株式の大株主及び持株比率の算出にあたっては、計算に含めておりません。

募集前(平成23年7月31日現	在)		募	
住友金属工業株式会社	27.82%	同左		1
三菱マテリアル株式会社	27.82%	—		
LLON BANK TREATY CLIENTS OMNIBUS	3.50%			
(常任代理人 株式会社みずほコ				
ーポレート銀行決済営業部)				
THE BANK OF NEW YORK JASDECTREATY	2.27%			
ACCOUNT				
(常任代理人 株式会社みずほコ				
ーポレート銀行決済営業部)				
株式会社小松製作所	1.54%			
日本マスタートラスト信託銀行株	1.51%			
式会社(信託口)				
MELLON BANK ABN AMRO GLOBAL	1.36%			
CUSTODY N. V.				
(常任代理人 株式会社みずほコ				
ーポレート銀行決済営業部)				
日本トラスティ・サービス信託銀行	1.30%			
株式会社(信託口)				
野村信託銀行株式会社(投信口)	1.22%			
STATE STREET BANK AND TRUST	0.70%			
COMPANY 505225				
(常任代理人 株式会社みずほコ				
ーポレート銀行決済営業部)				

本資料は一般の株主及び投資家に対する情報提供を目的に作成されたものであり、いかなる法域においても、当社が発行する証券の勧誘を構成するものではありません。

(2) A種種類株式

募集前	募集後		
該当なし	住友金属工業株式会社	33.33%	
	三菱マテリアル株式会社	33.33%	
	ジャパン・インダストリアル・ソリ	33. 33%	
	ューションズ第壱号投資事業有限責		
	任組合		

8. 今後の見通し

本A種株式の発行により、平成25年1月期連結及び単体の財務基盤の強化を図ります。 なお、今後の見通しについては、本日付け当社発表の「平成24年1月期決算短信」にて記載しております平成25年1月期の連結業績予想をご覧下さい。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本件第三者割当は、①本A種株式及び本B種株式の取得請求権の行使により交付される普通株式の累計数に上限を設け、本A種株式発行前の当社の総株主の議決権に対し25%未満としていること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

なお、当社は、本件取引後も、各割当予定先が当社の支配株主等(上場規程第2条(42)の 2)に該当することはないと考えております。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績(連結)

						平成22年1月期	平成23年1月期	平成24年1月期
連	結	売	<u> </u>	上	高	218, 217 百万円	276,962 百万円	247, 177 百万円
連	結	営	業	利	益	△86,502 百万円	△8,431 百万円	967 百万円
連	結	経	常	利	益	△114,797 百万円	△26,158 百万円	△5,695 百万円
連	結	当 期	月純	〔利	益	△100,472 百万円	△65,587 百万円	△84, 369 百万円
1 柞	朱当た	り連	結当:	期純和	刊益	△389.81 円	△254.46 円	△327.33 円
1	株当	を	り	記 当	金	0.00円	0.00円	0.00円
1 7	株当	たり	連結	純資	産	1,025.35円	761.97 円	424.47 円

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況(平成24年1月31日現在)

	株式数	発行済株式数に対する比率
発 行 済 株 式 数	257, 751, 739 株	100%
現時点の転換価額(行使価		
額)における潜在株式数		_
下限値の転換価額(行使価		
額)における潜在株式数		
上限値の転換価額(行使価		
額)における潜在株式数		

本資料は一般の株主及び投資家に対する情報提供を目的に作成されたものであり、いかなる法域においても、当社が発行する証券の勧誘を構成するものではありません。

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成22年1月期	平成23年1月期	平成24年1月期
始 値	1,173 円	1,576 円	1,257円
高 値	2,295 円	2,105円	1,685円
安 値	1,082 円	1,098 円	520 円
終値	1,558円	1,251 円	653 円

② 最近6か月間の状況

	平成 23 年	平成 23 年	平成 23 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 24 年
	9月	10 月	11月	12 月	1月	2月
始 値	907 円	704 円	788 円	644 円	576 円	645 円
高 値	942 円	856 円	796 円	671 円	704 円	925 円
安 値	682 円	662 円	597 円	549 円	520 円	575 円
終値	734 円	807 円	631 円	569 円	653 円	874 円

③ 発行決議日前営業日株価

	平成24年3月7日
始 値	827 円
高 値	859 円
安 値	822 円
終値	849 円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況 該当事項はありません。

11. 本 A 種株式の発行日程

平成24年3月8日(木)	本A種株式発行に係る取締役会決議及び本契約締結
平成 24 年 3 月 28 日 (水)	定款の一部変更議案に関する本定時株主総会付議に係る取締
	役会決議 (予定)
平成 24 年 4 月 26 日 (木)	本定時株主総会の決議(予定)
平成 24 年 5 月 11 日 (金) 又は	本 A 種株式発行日 (本定時株主総会の承認可決後) (予定)
平成24年5月12日(土)から平	
成24年7月11日(水)までの間	
で当社取締役会が別途定める日	

12. 発行要項

別紙1「株式会社SUMCO A種種類株式発行要項」及び別紙2「株式会社SUMCO B 種種類株式の内容」をご参照下さい。

以上

本資料は一般の株主及び投資家に対する情報提供を目的に作成されたものであり、いかなる法域においても、当社が発行する証券の勧誘を構成するものではありません。

別紙1 株式会社SUMCO A種種類株式発行要項

A種種類株式発行要項

1. 株式の名称

株式会社 SUMCO A 種種類株式(以下「A 種種類株式」という。)

2. 募集株式の数

450 株

3. 募集株式の払込金額

1 株につき 100,000,000 円

4. 増加する資本金及び資本準備金

資本金 22,500,000,000 円 (1 株につき、50,000,000 円) 資本準備金 22,500,000,000 円 (1 株につき、50,000,000 円)

5. 払込金額の総額

45,000,000,000 円

6. 申込期間

2012 年 5 月 11 日又は 2012 年 5 月 12 日から 7 月 11 日までの間で当社取締役会が別途定める日

7. 払込期間

2012 年 5 月 11 日又は 2012 年 5 月 12 日から 7 月 11 日までの間で当社取締役会が別途定める日

8. 発行方法

第三者割当の方法により、それぞれ以下のとおり割り当てる。

住友金属工業株式会社 150 株

三菱マテリアル株式会社 150株

ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ第壱号投資事業有限責任組合 150 株

- 9. 剰余金の配当
 - (1) A種期末配当金

当会社は、剰余金の期末配当をするときは、当該剰余金の配当に係る基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された A 種種類株式を有する株主(以下「A 種種類株主」という。)又は A 種種類株式の登録株式質権者(A 種種類株主と併せて以下「A 種種類株主等」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)及び B 種種類株式の登録株式質権者(普通株主と併せて以下「普通株主等」という。)及び B 種種類株式を有する株主又は B 種種類株式の登録株式質権者(両者を併せて、以下「B 種種類株主等」という。)に先立ち、A 種種類株式 1 株につき、A 種種類株式 1 株当たりの払込金額相当額(但し、A 種種類株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に、下記(2)に定める配当年率(以下「優先配当年率」という。)を乗じて算出した額の金銭(以下「A 種期末配当金」という。)の配当をする。なお、A 種期末配当金に、各 A 種種類株主等の保有に係る A 種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

(2) 優先配当年率

本資料は一般の株主及び投資家に対する情報提供を目的に作成されたものであり、いかなる法域においても、当社が発行する証券の勧誘を構成するものではありません。

優先配当年率は、2.50%とする。

(3) 非参加条項

A 種種類株主等に対しては、A 種期末配当金の額を超えて剰余金の配当は行わない。

(4) 累積条項

ある事業年度において A 種種類株主等に対してする剰余金の配当の額が A 種期末配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積する。累積した不足額 (1株当たりの累積未払金を、以下「A 種累積未払配当金相当額」という。) については、当該翌事業年度以降、A 種期末配当金並びに普通株主等及び B 種種類株主等に対する剰余金の配当に先立ち、A 種種類株主等に対して支払う。

10. 残余財産の分配

(1) 残余財産の分配

当会社は、残余財産を分配するときは、A 種種類株主等に対し、普通株主等及び B 種種類株主等に先立ち、A 種種類株式 1 株につき、A 種種類株式 1 株当たりの払込金額相当額(但し、A 種種類株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、当会社が適当と判断する値に調整される。)に、A 種累積未払配当金相当額及び下記(3)に定める経過 A 種配当金相当額を加えた額の金銭(以下「A 種残余財産分配額」という。)を支払う。なお、A 種残余財産分配額に、各 A 種種類株主の保有に係る A 種種類株式の数を乗じた金額に 1 円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

(2) 非参加条項

A 種種類株主等に対しては、上記(1)のほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 経過 A 種配当金相当額

A 種種類株式1株当たりの経過 A 種配当金相当額は、A 種期末配当金の額に、残余財産の分配が行われる日(以下「分配日」という。)において、分配日の属する事業年度の初日(同日を含む。)から分配日(同日を含む。)までの日数を乗じた金額を 365 で除して得られる額をいう。

11. 議決権

A 種種類株主は、株主総会において議決権を有しない。

- 12. 普通株式を対価とする取得請求権
 - (1) 株式対価取得請求権

A 種種類株主は、2015 年 5 月 11 日(以下「取得請求権行使可能開始日」という。)以降いつでも、法令に従い、当会社に対して、下記(2)に定める数の普通株式(以下「請求対象普通株式」という。)の交付と引換えに、その有する A 種種類株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし(以下「株式対価取得請求」という。)、当会社は、当該株式対価取得請求に係る A 種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象普通株式を、当該 A 種種類株主に対して交付するものとする。

(2) A 種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数

A 種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、株式対価取得請求に係る A 種種類株式の数に払込金額相当額(但し、A 種種類株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、当会社が適当と判断する

本資料は一般の株主及び投資家に対する情報提供を目的に作成されたものであり、いかなる法域においても、当社が発行する証券の勧誘を構成するものではありません。

値に調整される。)に、A種累積未払配当金相当額及び経過 A種配当金相当額を加えた額を乗じて得られる額を、下記(3)乃至(5)で定める取得価額で除して得られる数とする。なお、本(2)においては、第10項(3)に定める経過 A種配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をそれぞれ「当該株式対価取得請求が効力を生じた日」(以下「株式対価取得請求日」という。)と読み替えて、経過 A種配当金相当額を計算する。また、株式対価取得請求に係る A種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に 1 株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付は行わない。

(3) 当初取得価額

取得価額は、当初、取得請求権行使可能開始日に先立つ 20 連続取引日(以下、本(3)において「当初取得価額算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)が発表する当会社の普通株式の普通取引の VWAP の平均値(円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。)(以下、本項において「当初取得価額」という。)とする。但し、当初取得価額が下記(4)に定める下限取得価額を下回る場合は、当初取得価額は下限取得価額とする。なお、当初取得価額算定期間中に下記(5)に規定する事由が生じた場合は、上記の VWAP の平均値は下記(5)に準じて当会社が適当と判断する値に調整される。

「取引日」とは、東京証券取引所において当社普通株式の普通取引が行われる日をいい、 VWAPのない日は含まれない(以下同じ。)。

(4) 取得価額の修正

取得価額は、取得請求権行使可能開始日以降、株式対価取得請求日における時価(以下に定義される。)に相当する額に修正される(以下、かかる修正後の取得価額を「修正後取得価額」という。)。但し、修正後取得価額が700円(以下「下限取得価額」という。)を下回る場合には、修正後取得価額は下限取得価額とする。

「株式対価取得請求日における時価」は、各株式対価取得請求日に先立つ 20 連続取引日(以下、本(4)において「取得価額算定期間」という。)の東京証券取引所が発表する当会社の普通株式の普通取引の VWAP の平均値(円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。)とする。なお、取得価額算定期間中に下記(5)に規定する事由が生じた場合、上記の VWAP の平均値は下記(5)に準じて当会社が適当と判断する値に調整される。

(5) 取得価額の調整

- (a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額(下限取得価額を含む。以下同じ。)を調整する。
 - ① 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数(但し、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。)」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数(但し、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。)」とそれぞれ読み替える。

本資料は一般の株主及び投資家に対する情報提供を目的に作成されたものであり、いかなる法域においても、当社が発行する証券の勧誘を構成するものではありません。

調整後取得価額 = 調整前取得価額 ×

分割前発行済普通株式数

分割後発行済普通株式数

調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日又は株式無償割当ての効力が生ずる日 (株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日) の翌日以降これを適用する。

② 普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって 次の算式により、取得価額を調整する。

調整後取得価額 = 調整前取得価額 ×

併合前発行済普通株式数

併合後発行済普通株式数

③ 下記(d)に定める普通株式 1 株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当会社が保有する普通株式を処分する場合(株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本(5)において同じ。)の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。)、次の算式(以下「取得価額調整式」という。)により取得価額を調整する。調整後取得価額は、払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日)の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日(以下「株主割当日」という。)の翌日以降これを適用する。なお、当会社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当会社が保有する普通株式の数」に「処分前において当会社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

(発行済普通株式数 -当会社が保有する 普通株式の数) 新たに発行す × 1株当たり る 払込金額

普通株式1株当たりの時価

調整後取得価額 = 調整前取得価額 ×-

(発行済普通株式数-当会社が保有する普通株式の数) +新たに発行する普通株式の数

④ 当会社に取得をさせることにより又は当会社に取得されることにより、下記(d) に定める普通株式 1 株当たりの時価を下回る普通株式 1 株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合(株式無償割当ての場合を含む。)、かかる株式の払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本④において同じ。)に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本④において同じ。)に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1 株当たり払込金額」としてかかる価

本資料は一般の株主及び投資家に対する情報提供を目的に作成されたものであり、いかなる法域においても、当社が発行する証券の勧誘を構成するものではありません。

- 額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払 込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、 また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。
- 行使することにより又は当会社に取得されることにより、普通株式 1 株当たり の新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の合計額 が下記(d)に定める普通株式 1 株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の 交付を受けることができる新株予約権を発行する場合(新株予約権無償割当て の場合を含む。)、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合 にはその効力が生ずる日(新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は 当該基準日。以下本⑤において同じ。)に、また株主割当日がある場合はその日 に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株 式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」 として普通株式 1 株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際し て出資される財産の普通株式 1 株当たりの価額の合計額を使用して計算される 額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日 の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、 また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。但し、本⑤に よる取得価額の調整は、当会社又は当会社の子会社の取締役、監査役又は従業 員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株 予約権には適用されないものとする。
- (b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記①乃至③のいずれかに該当する場合には、当会社は A 種種類株主等に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行うものとする。
 - ① 合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。
 - ② 取得価額を調整すべき事由が 2 つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
 - ③ その他、発行済普通株式数(但し、当会社が保有する普通株式の数を除く。)の 変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とす るとき。
- (c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- (d) 取得価額調整式に使用する普通株式 1 株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日に先立つ 20 連続取引日の東京証券取引所が発表する当会社の普通株式の普通取引の VWAP の平均値とする。
- (e) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。

本資料は一般の株主及び投資家に対する情報提供を目的に作成されたものであり、いかなる法域においても、当社が発行する証券の勧誘を構成するものではありません。

(6) 取得請求権の行使の条件

株式対価取得請求日前の6ヶ月間に上記(4)に基づき取得価額が修正された場合には、当該取得請求はできないものとする。

(7) 取得請求受付場所

株主名簿管理人事務取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

- (8) 取得請求をしようとする A 種種類株主は、当会社の定める取得請求書に、当該取得請求 に係る A 種種類株式の数その他必要事項を記載したうえ、上記(7)に記載する取得請求 受付場所に提出しなければならない。
- (9) 取得の効力は、取得請求書が上記(7)に記載する取得請求受付場所に到着したときに発生し、当会社は、A 種種類株式を取得し、当該取得請求をした A 種種類株主は、当会社がその取得と引換えに交付すべき普通株式の株主となる。
- (10) 当会社は、取得の効力発生後、当該取得請求をした A 種種類株主に対して、当該 A 種種類株主が指定する株式会社証券保管振替機構又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより普通株式を交付する。

13. 金銭及び B 種種類株式を対価とする取得請求権

(1) 株式等対価取得請求権

A 種種類株主は、取得請求権行使可能開始日以降いつでも、法令に従い、当会社に対し て、金銭及び B 種種類株式を対価として、その有する A 種種類株式の全部又は一部を 取得することを請求することができるものとし(以下「株式等対価取得請求」という。)、 当会社は、当該株式等対価取得請求に係る A 種種類株式を取得するのと引換えに、法令 の許容する範囲内において、当該株式等対価取得請求に係る A 種種類株式の数に払込金 額相当額(但し、A 種種類株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又は これらに類する事由があった場合には、当会社が適当と判断する値に調整される。)に A 種累積未払配当金相当額及び経過 A 種配当金相当額を加えた額を乗じて得られる額並 びに下記(2)に定める数の B 種種類株式(以下「請求対象 B 種種類株式」という。)を、 当該 A 種種類株主に対して交付するものとする。なお、本(1)においては、第 10 項(3) に定める経過 A 種配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分 配日」をそれぞれ「当該株式等対価取得請求が効力を生じた日」(以下「株式等対価取 得請求日」という。)と読み替えて、経過 Α 種配当金相当額を計算する。但し、当該株 式等対価取得請求がなされた Α 種種類株式の取得と引換えに交付することとなる金銭 が、株式等対価取得請求日における分配可能額(会社法第461条第2項に定めるものを いう。以下同じ。)を超えるおそれがある場合には、株式等対価取得請求がなされた A 種種類株式の数に応じた比例按分その他当会社の取締役会が決定する方法により、A 種 種類株式を取得するものとし、かかる方法に従い取得されなかった A 種種類株式につい ては、取得請求がなされなかったものとみなす。

(2) A 種種類株式の取得と引換えに交付する B 種種類株式の数

A 種種類株式の取得と引換えに交付する B 種種類株式の数は、株式等対価取得請求に係る A 種種類株式の数に 1.0 を乗じて得られる数とする。また、株式等対価取得請求に係る A 種種類株式の取得と引換えに交付する B 種種類株式の合計数に 1 株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第 167 条第

本資料は一般の株主及び投資家に対する情報提供を目的に作成されたものであり、いかなる法域においても、当社が発行する証券の勧誘を構成するものではありません。

3項に定める金銭の交付は行わない。

(3) 取得請求受付場所及び取得請求の方法等 第12項(7)乃至(9)の規定は、本項による株式等対価取得請求の場合に準用する。

14. 金銭を対価とする取得条項

当会社は、法令に従い、強制償還日(以下に定義する。)の遅くとも 60 取引日前に公告することにより、2016年5月11日以降いつでも、当会社の取締役会が別に定める日(以下「強制償還日」という。)の到来をもって、法令の定める範囲内において、A 種種類株式の全部又は一部を取得することができるものとし、当会社は、A 種種類株式を取得するのと引換えに、A 種種類株式 1 株につき、A 種種類株式 1 株当たりの払込金額相当額(但し、A 種種類株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、当会社が適当と判断する値に調整される。)に、A 種累積未払配当金相当額及び経過 A 種配当金相当額を加えた額の金銭を支払う。但し、一部取得を行うにあたり、取得する A 種種類株式は、比例按分の方法により、当会社の取締役会が決定する。なお、本項においては、第10項(3)に定める経過 A 種配当金相当額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をそれぞれ「強制償還日」と読み替えて、経過 A 種配当金相当額を計算する。

15. 譲渡制限

A 種種類株式を譲渡により取得するには、当会社の取締役会の承認を受けなければならない。

16. 法令変更等

法令の変更等に伴い本要項の規定について読み替えその他の措置が必要となる場合には、 当会社の取締役会は合理的に必要な措置を講じる。

17. その他

上記各項は、A 種種類株式の発行に必要な手続が完了していることを条件とする。

以上

本資料は一般の株主及び投資家に対する情報提供を目的に作成されたものであり、いかなる法域においても、当社が発行する証券の勧誘を構成するものではありません。

B種種類株式の内容

1. 株式の名称

株式会社 SUMCO B 種種類株式(以下「B 種種類株式」という。)

2. 株式の数

450 株

- 3. 剰余金の配当
 - (1) B 種期末配当金

当会社は、剰余金の期末配当をするときは、当該剰余金の配当に係る基準日(以下「B種期末配当基準日」という。)の最終の株主名簿に記載又は記録された B種種類株式を有する株主(以下「B種種類株主」という。)又は B種種類株式の登録株式質権者(B種種類株主と併せて以下「B種種類株主等」という。)に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録株式質権者(普通株主と併せて以下「普通株主等」という。)と同順位で、B種種類株式1株につき、B種種類株式1株当たりの下記第4項(1)に定めるB種残余財産分配額(但し、A種種類株式又はB種種類株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、適切に調整される。)に、下記(2)に定める配当年率(以下「B種配当年率」という。)を乗じて算出した額の金銭(以下「B種期末配当金」という。)の配当をする。なお、B種期末配当金に、各B種種類株主等の保有に係るB種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

(2) B種配当年率

B種配当年率は、B種期末配当基準日が属する事業年度中の日を基準日として普通株式に対して行われる普通株式1株当たりの剰余金の配当の総額をB種期末配当基準日から起算して3取引日前の日(同日を含む。)に先立つ20連続取引日(以下、本(2)において「B種配当年率算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)が公表する当会社の普通株式の普通取引のVWAPの平均値(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)で除して得られた比率とする。なお、B種配当年率算定期間中に下記第6項(5)に規定する事由が生じた場合は、上記のVWAPの平均値は下記第6項(5)に準じて当会社が適当と判断する値に調整される。

「取引日」とは、東京証券取引所において当社普通株式の普通取引が行われる日をいい、 VWAPのない日は含まれない(以下同じ。)。

(3) 非参加条項

B 種種類株主等に対しては、B 種期末配当金の額を超えて剰余金の配当は行わない。

(4) 非累積条項

ある事業年度においてB種種類株主等に対してする剰余金の配当の額がB種期末配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

- 4. 残余財産の分配
 - (1) 残余財産の分配

当会社は、残余財産を分配するときは、B 種種類株主等に対し、普通株主等と同順位で、

本資料は一般の株主及び投資家に対する情報提供を目的に作成されたものであり、いかなる法域においても、当社が発行する証券の勧誘を構成するものではありません。

B 種種類株式 1 株につき、B 種種類株式 1 株当たり 20,000,000 円 (但し、A 種種類株式 又は B 種種類株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、当会社が適当と判断する値に調整される。)(以下「B 種残余財産分配額」という。)を支払う。なお、B 種残余財産分配額に、各 B 種種類株主等の保有に係る B 種種類株式の数を乗じた金額に 1 円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

(2) 非参加条項

B 種種類株主等に対しては、上記(1)のほか、残余財産の分配は行わない。

5. 議決権

B 種種類株主は、株主総会において議決権を有しない。

- 6. 普通株式を対価とする取得請求権
 - (1) 株式対価取得請求権

B 種種類株主は、いつでも、法令に従い、当会社に対して、下記(2)に定める数の普通株式 (以下「請求対象普通株式」という。)の交付と引換えに、その有する B 種種類株式の全部又は一部を取得することを請求することができるものとし (以下「株式対価取得請求」という。)、当会社は、当該株式対価取得請求に係る B 種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象普通株式を、当該 B 種種類株主に対して交付するものとする。

(2) B 種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数

B 種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、株式対価取得請求に係る B 種種類株式の数に B 種残余財産分配額 (但し、A 種種類株式又は B 種種類株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、当会社が適当と判断する値に調整される。) を乗じて得られる額を、下記(3)乃至(5)で定める取得価額で除して得られる数とする。また、株式対価取得請求に係る B 種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に 1 株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第 167 条第 3 項に定める金銭の交付は行わない。

(3) 当初取得価額

取得価額は、当初、2012年5月11日に先立つ12連続取引日(以下、本(3)において「当初取得価額算定期間」という。)の東京証券取引所が発表する当会社の普通株式の普通取引のVWAPの平均値(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)(以下、本項において「当初取得価額」という。)とする。但し、当初取得価額が下記(4)に定める下限取得価額を下回る場合は、当初取得価額は下限取得価額とする。なお、当初取得価額算定期間中に下記(5)に規定する事由が生じた場合は、上記のVWAPの平均値は下記(5)に準じて当会社が適当と判断する値に調整される。

(4) 取得価額の修正

取得価額は、B 種種類株式発行日以降、株式対価取得請求日における時価(以下に定義される。)に相当する額に修正される(以下、かかる修正後の取得価額を「修正後取得価額」という。)。但し、修正後取得価額が 200 円(以下、「下限取得価額」という。)を下回る場合には、修正後取得価額は下限取得価額とする。

「株式対価取得請求日における時価」は、各株式対価取得請求日に先立つ 12 連続取引

本資料は一般の株主及び投資家に対する情報提供を目的に作成されたものであり、いかなる法域においても、当社が発行する証券の勧誘を構成するものではありません。

日(以下、本(4)において「取得価額算定期間」という。)の東京証券取引所が発表する当会社の普通株式の普通取引の VWAP の平均値(円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。)とする。なお、取得価額算定期間中に下記(5)に規定する事由が生じた場合、上記の VWAP の平均値は下記(5)に準じて当会社が適当と判断する値に調整される。

(5) 取得価額の調整

- (a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。 但し、下限取得価額については、2012 年 5 月 11 日以降、本(5)に規定する事由が生 じた場合に調整する(以下同じ。)。
 - ① 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数(但し、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。)」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数(但し、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。)」とそれぞれ読み替える。

調整後取得価額 = 調整前取得価額 ×

分割前発行済普通株式数

分割後発行済普通株式数

調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日又は株式無償割当ての効力が生ずる日 (株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日) の翌日以降これを適用する。

② 普通株式につき株式の併合をする場合、株式の併合の効力が生ずる日をもって 次の算式により、取得価額を調整する。

調整後取得価額 = 調整前取得価額 ×

併合前発行済普通株式数

併合後発行済普通株式数

③ 下記(d)に定める普通株式 1 株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当会社が保有する普通株式を処分する場合(株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下本(5)において同じ。)の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。)、次の算式(以下「取得価額調整式」という。)により取得価額を調整する。調整後取得価額は、払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日)の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日(以下「株主割当日」という。)の翌日以降これを適用する。なお、当会社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当会社が保有する普通株式の数」に「処分前において当会社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

本資料は一般の株主及び投資家に対する情報提供を目的に作成されたものであり、いかなる法域においても、当社が発行する証券の勧誘を構成するものではありません。

(発行済普通株式数 -当会社が保有する 普通株式の数) 新たに発行す × 1株当たり る 払込金額

普通株式1株当たりの時価

調整後取得価額 = 調整前取得価額 ×

(発行済普通株式数-当会社が保有する普通株式の数) +新たに発行する普通株式の数

- ④ 当会社に取得をさせることにより又は当会社に取得されることにより、下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合(株式無償割当ての場合を含む。)、かかる株式の払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下本④において同じ。)に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下本④において同じ。)に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。
- 行使することにより又は当会社に取得されることにより、普通株式 1 株当たり の新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の合計額 が下記(d)に定める普通株式 1 株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の 交付を受けることができる新株予約権を発行する場合(新株予約権無償割当て の場合を含む。)、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合 にはその効力が生ずる日(新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は 当該基準日。以下本⑤において同じ。)に、また株主割当日がある場合はその日 に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株 式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」 として普通株式 1 株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際し て出資される財産の普通株式 1 株当たりの価額の合計額を使用して計算される 額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日 の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、 また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。但し、本⑤に よる取得価額の調整は、当会社又は当会社の子会社の取締役、監査役又は従業 員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株 予約権には適用されないものとする。
- (b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記①乃至③のいずれかに該当する場合には、当会社は B 種種類株主等に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行うものとする。
 - ① 合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株

本資料は一般の株主及び投資家に対する情報提供を目的に作成されたものであり、いかなる法域においても、当社が発行する証券の勧誘を構成するものではありません。

式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。

- ② 取得価額を調整すべき事由が 2 つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- ③ その他、発行済普通株式数(但し、当会社が保有する普通株式の数を除く。)の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。
- (c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- (d) 取得価額調整式に使用する普通株式 1 株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日に先立つ 12 連続取引日の東京証券取引所が発表する当会社の普通株式の VWAP の平均値とする。
- (e) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。
- (6) 取得請求権の行使の条件

株式対価取得請求日前の6ヶ月間に上記(4)に基づき取得価額が修正された場合には、当該取得請求はできないものとする。

- (7) 取得請求受付場所
 - 株主名簿管理人事務取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
- (8) 取得請求をしようとする B 種種類株主は、当会社の定める取得請求書に、当該取得請求 に係る B 種種類株式の数その他必要事項を記載したうえ、上記(7)に記載する取得請求 受付場所に提出しなければならない。
- (9) 取得の効力は、取得請求書が上記(7)に記載する取得請求受付場所に到着したときに発生し、当会社は、B 種種類株式を取得し、当該取得請求をした B 種種類株主は、当会社がその取得と引換えに交付すべき普通株式の株主となる。
- (10) 当会社は、取得の効力発生後、当該取得請求をした B 種種類株主に対して、当該 B 種種類株主が指定する株式会社証券保管振替機構又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより普通株式を交付する。
- 7. 金銭を対価とする取得条項

当会社は、法令に従い、強制償還日(以下に定義する。)の遅くとも 60 取引日前に公告することにより、2016 年 5 月 11 日以降いつでも、当会社の取締役会が別に定める日(以下「強制償還日」という。)の到来をもって、法令の定める範囲内において、B 種種類株式の全部又は一部を取得することができるものとし、当会社は、B 種種類株式を取得するのと引換えに、B 種種類株式 1 株につき、B 種種類株式 1 株当たりの B 種残余財産分配額(但し、A 種種類株式又は B 種種類株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれらに類する事由があった場合には、当会社が適当と判断する値に調整される。)を支払う。但し、一部取得を行うにあたり、取得する B 種種類株式は、当会社の取締役会が決定する。

本資料は一般の株主及び投資家に対する情報提供を目的に作成されたものであり、いかなる法域においても、当社が発行する証券の勧誘を構成するものではありません。

8. 譲渡制限

B 種種類株式を譲渡により取得するには、当会社の取締役会の承認を受けなければならない。

9. 法令変更等

法令の変更等に伴い本要項の規定について読み替えその他の措置が必要となる場合には、 当会社の取締役会は合理的に必要な措置を講じる。

以上

本資料は一般の株主及び投資家に対する情報提供を目的に作成されたものであり、いかなる法域においても、当社が発行する証券の勧誘を構成するものではありません。